

## 注意事項

平成24年11月30日松山市公告第117号（以下「公告」という）について以下のとおり注意すること。

公告「2」に記載する「着手期限」の「着手」とは、公告「1」に記載する「講ずべき支障の除去」の具体的な除去方法等について記載された書面を下記の要領で提出し、松山市が、その内容を検討したうえで適当であると承認した後に、処分者等と工事施工業者が工事請負契約等を締結した日をいう。

ただし、正当な理由なく着手期限後10日以内に工事が開始されない場合又は工事の内容が不十分と認められる場合は、措置を講ずる見込みがないものとして取り扱う。

### 1. 提出書類

破損した遮水工から廃棄物及び未処理の保有水が流出しないための措置に係る工事計画、工法、工事期間、工事費用の見積等が記載された工事設計書一式（工事施工業者が発行したもの）及び資金計画書（具体的な証書等を添付）

ただし、既に松山市が実施した株式会社レグ最終処分場の各種調査結果等で、措置を講じるうえで必要な情報等について、命令対象者からの求めがある場合には、松山市は協議に応じ、必要と認められる情報等について可能な限り情報提供をおこなう。

### 2. 提出期限

平成24年12月21日（金）17:00まで

### 3. 提出先

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所 別館4階 廃棄物対策課

### 4. 提出方法

「3.」で指定した場所に直接持参すること

### 5. 審査期間

提出期限の翌日から起算して7日を超えない範囲でおこなう